大阪府　大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪合同庁舎第４号館　近畿厚生局　郵便番号541－8556　電話番号06（6942）2241　ＦＡＸ番号06（6946）1500

広島県　広島県広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎４号館　中国四国厚生局　郵便番号730－0012　電話番号082（223）8181　ＦＡＸ番号082（223）8155

香川県　香川県高松市サンポート３番33号　高松サンポート合同庁舎　四国厚生支局　郵便番号760－0019　電話番号087（851）9565　ＦＡＸ番号087（822）6299

福岡県〕熊本県〕　福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号　福岡第２合同庁舎　九州厚生局　郵便番号812－0013　電話番号092（472）2370　ＦＡＸ番号092（474）2244

沖縄県　沖縄県那覇市樋川１丁目15番15号　那覇第１地方合同庁舎　九州厚生局沖縄分室　郵便番号900－0022　電話番号098（853）7350　ＦＡＸ番号098（853）4495

８　その他　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成23年９月30日（金曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室又は試験地を管轄する地方厚生局若しくは地方厚生支局に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

９　８に関する問い合わせ先　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局医事課試験免許室　郵便番号100－8916　電話番号03（5253）1111　ＦＡＸ番号03（3503）3559

医師試験委員の公告

第106回医師国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成23年７月１日

厚生労働大臣　細川　律夫

試験委員長　金子　公一
副委員長　青木　茂樹
委員

青木　昭子	青木　大輔	赤澤　晃
浅井　篤	新井　利幸	飯笹　俊彦
飯野ゆき子	生坂　政臣	池田　徳彦
石本　人士	井田　博幸	市川　智彦
伊藤　泰雄	上野　聰樹	上野　雅巳
内潟　安子	内田　俊也	海野　信也
江村　正	圓藤　吟史	遠藤　直人
遠藤　弘良	大磯ユタカ	大久保善朗
大田　健	岡村　智教	小川　俊一
奥村　二郎	尾崎　承一	加賀谷　豊
加藤　博之	門田　淳一	金澤　真雄
上沢　修	川名　正敏	菊地　陽
木下　牧子	木村　昭夫	木村　琢麿
木村　理	清川　兼輔	久保　真一
久保田俊郎	熊切　正信	黒野　祐一
桑野　和善	小出　良平	興梠　征典
後藤　あや	小松　則夫	近藤　和也
近藤　幸尋	齋藤　知行	坂井　修二
坂本　哲也	崎山　弘	澤　芳樹
島津　章	志村　俊郎	城　卓志
正田　良介	新保　卓郎	杉浦　真弓
杉本徳一郎	杉山　保幸	鈴木　倫保
鈴木　康之	清島真理子	瀬尾　宏美
関根　孝司	園田　茂	高杉　敬久
髙橋　悟	武田　朝美	武田　多一
田妻　進	田宮菜奈子	檀原　高
筒井　裕之	戸井　雅和	豊島　至
内藤　善哉	内藤　俊夫	中井　章人
中川　正法	中路　重之	中島　康雄
長瀬　隆英	中野　今治	名郷　直樹
丹生　健一	橋本　正良	春間　賢
東口　高志	尾藤　誠司	平出　敦
廣橋　一裕	深谷　孝夫	福沢　嘉孝
福島　哲仁	藤崎　和彦	前田　隆浩
前野　哲博	増﨑　英明	松田　義雄
松橋　正和	松村　正巳	松本　英夫
丸山　一男	水重　克文	三橋善比古
簑田　清次	宮崎　泰司	本橋　伸高
安田　誠史	谷内江昭宏	山口　直人
山中　克郎	山本　和利	吉田　素文
米田　博		

歯科医師国家試験の施行

歯科医師法（昭和23年法律第202号）第10条の規定により、第105回歯科医師国家試験を次のとおり施行する。

平成23年７月１日

厚生労働大臣　細川　律夫

１　試験期日　平成24年２月４日（土曜日）及び５日（日曜日）

２　試験地　北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

３　試験内容　臨床上必要な歯科医学及び口腔衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者（平成24年３月９日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑵　歯科医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後１年以上の診療及び口腔衛生に関する実地修練を経たもの（平成24年３月９日（金曜日）までに実地修練を終える見込みの者を含む。）

⑶　外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの

⑷　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第18条第１項の規定により歯科医師法の規定による歯科医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）第３号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に㊮の記号、撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省及び地方厚生局において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している大学又は地方厚生局において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及びあて先を記載し、510円の郵便切手をはり付け、書留の表示をしたもの

イ　４の受験資格の⑴に該当する者が提出する書類　卒業証明書又は卒業見込証明書

この場合、卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成24年３月９日（金曜日）午後２時までに卒業証明書を提出すること。

ウ　４の受験資格の⑵に該当する者が提出する書類　歯科医師国家試験予備試験の合格証書の写し（地方厚生局に合格証書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は合格証明書及び実地修練施設の長の発行する実地修練を終えたことを証する書面又は実地修練を終える見込みであることを証する書面

なお、実地修練を終える見込みであることを証する書面を提出した者にあっては、平成24年３月９日（金曜日）午後２時までに実地修練を終えたことを証する書面を提出すること。

エ　４の受験資格の⑶又は⑷に該当する者が提出する書類　歯科医師国家試験受験資格の認定書の写し（地方厚生局に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成23年11月14日（月曜日）から同年12月２日（金曜日）までに試験地を管轄する地方厚生局に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までである。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成23年12月２日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。

ア　４の受験資格の⑴に該当する者で卒業見込証明書を提出したものにあっては、平成24年３月９日（金曜日）午後２時までに卒業証明書の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。